



じんけん通信

令和元年(2019年)12月(第140号)

毎年12月4日から10日は「人権週間」です。人権とはすべての人が生まれながらに持っている、幸せに生きていくための権利です。同週間中は、県内の各地で啓発活動が実施されます。この機会に一人ひとりの個性が尊重され、みんなが明るく暮らせる社会をつくるために、身近なことから人権について考えてみませんか。

今回のじんけん通信は、今年の4月1日に施行(10月1日から全部施行)した「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関連して、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい社会を築くために大切なことについてお伝えします。

また、県広報誌「[滋賀プラスワン](#)」11-12月号に掲載した特集記事「性のあり方は人それぞれ」でお話を伺った龍谷大学とひこね繊維協同組合の取り組みや思いについて、記事ではお伝えしきれなかった内容を含めてご紹介します。

特集 多様性を認め合う共生社会の実現に向けて

■「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を知っていますか？

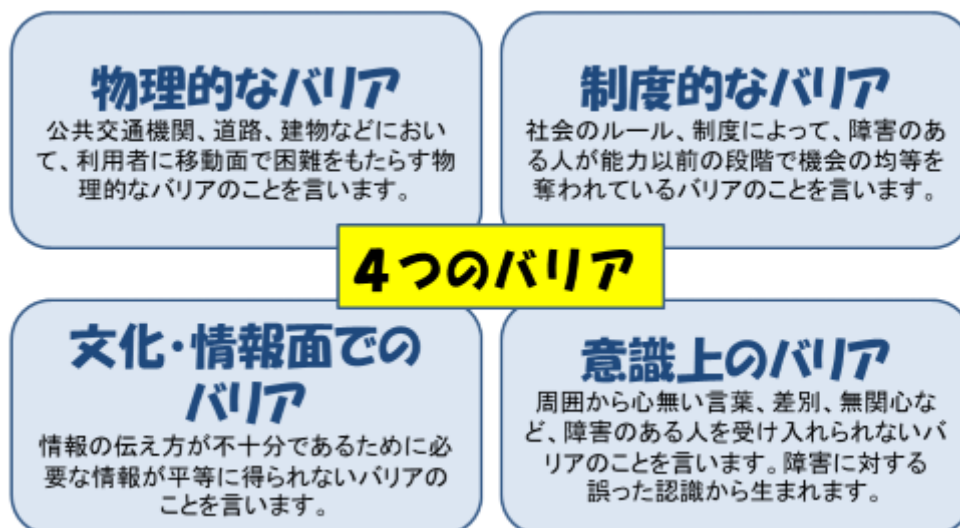
平成28年4月に施行された障害者差別解消法の実効性の補完などを目的に、本県では「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しました。この条例のポイントは3つあります。

1. 「障害の社会モデル」の考え方を定義

日常生活や社会生活で、障害のある人にとって何がバリア(障壁)になっているかを周囲の人が理解し、配慮することで、バリアを取り除くことができます。

この考え方を「障害の社会モデル」といいます。

障害のある人は、日常生活や社会生活を送る上で例えば次のようなバリアによって生活がしにくくなっています。まずは私たち一人ひとりができるところからバリアをなくしていけるといいですね。



2. 「合理的配慮の提供」等を義務化

障害者差別解消法では、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、条例では、差別解消の取組をより進めるため、義務としました。

また、条例では個人に対しても「差別の禁止」と「合理的配慮の提供」を義務としています。

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	<u>条例上の義務</u>
個人	<u>条例上の義務</u>	<u>条例上の義務</u>

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人が困っているときに、負担が重くない範囲で工夫や配慮を行うことです。すぐにできないと判断するのではなく、まずはどうすれば対応できるか考えてみましょう。

どのような合理的配慮が必要かは、障害の特性や状況などによってさまざまです。以下のページに合理的配慮の例が掲載されていますので参考にしてください。

●[合理的配慮等具体的データ集「合理的配慮サーチ」\(内閣府HPへリンク\)](#)

3. 相談・解決の仕組みを整備

さまざまな相談に幅広く対応できる専門性を持つ「障害者差別解消相談員」と、自分で相談することが難しい障害のある人の代弁者となる「地域アドボケーター」が設置されました。さらに、相談では解決しない場合はあっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みが整備されました。

障害を理由とする差別を受けたり、合理的配慮の提供が受けられなかったときは、「障害者差別解消相談員」に相談してください。

【障害者差別解消相談員】

電話 077-521-1175 / FAX 077-528-4853

メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」についてさらに詳しく知りたい方は、以下のホームページをご覧ください。

●[滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について（滋賀県 HP ヘリンク）](#)

■「大人の発達障害」をテーマとした講座を開催しました。

本県では、さまざまな人権に関する悩みに対して解決のお手伝いができるよう、国、県、市町などの53の関係機関で「[滋賀県人権相談ネットワーク協議会](#)」を組織しています。この協議会では参加機関相互の連携を深め、相談対応実務のスキルアップを図るため、合同研修の機会を設けており、今年度第2回目の講座を11月1日に開催しました。

滋賀県発達障害者支援センターの桜井さんと大津市発達障害者支援センターかほんの小崎さんを講師に迎え、発達障害の特性などについてご説明いただいた後、参加者が実際に発達障害の人の物の見え方を体験したりしました。



講座は主に以下のような内容でした。=====

<発達障害の特性>

以下のことが不自然に多い・強い傾向がある。

- ・自閉症関係：社会性、コミュニケーションの苦手さ、音やにおいなどの感覚の独特さ（過敏など）、こだわり
- ・ADHD（注意欠如多動症）：不注意、多動、衝動性
- ・LD（学習障害）：聞く、話す、読むなど、特定のものの習得と使用への困難
- ・一点に集中する、部分的にはよく見るが、全体を見るのは苦手。

<コミュニケーションのポイント>

- ・ゆっくりと端的な言葉で話す。
- ・紙に書いたり、画像を使ったりして、目に見える形で表しながら話す。
- ・暗黙の了解になっているようなことを、しっかりと分かりやすく説明する。

※今回ご紹介している特性やコミュニケーションのポイントはほんの一部です。
特性のあらわれ方や程度は人によりさまざまなので、その人にあったコミュニケーションが必要です。

発達障害は目に見えない障害であり気付きにくいいため、もしかすると身近に生きづらさを感じている人がいるかもしれません。

誰もが生きやすい社会になるよう、まずは障害を知るところから始めてみませんか？

発達障害については、県広報誌「滋賀プラスワン」平成 31 年（2019 年）3・4 月号でも特集しています。ぜひご覧ください。

●[「誰もがその人らしく生きていける社会へ」](#)（PDF が開きます）

■性のあり方は人それぞれ

11 月 1 日に発行しました県広報誌「滋賀プラスワン」11-12 月号では、「性のあり方は人それぞれ」と題して、多様な性のあり方についての理解を深めていただくための記事を掲載しました。

※県広報誌「滋賀プラスワン」令和元年（2019 年）11・12 月号の詳細は、[こちら](#)の[リンク先](#)（県ホームページ）をご覧ください。

今回の記事では、多様な性が尊重される社会の実現に向けた県内の取組事例として、龍谷大学とひこね繊維協同組合の 2 つの事例を取材しました。以下では、「滋賀プラスワン」には記載しきれなかった内容も含め、それぞれの取組についてご紹介します。

●ケース 1 龍谷大学

（龍谷大学宗教部 課長 あんじき 安食 しんじょう 真城 さん）

◆悩みを抱えた人がいることを知る、それが第一歩

数年前、学内で学生・教職員を対象としたアンケートを実施した結果、性のあり方で悩んでいる人が実際にいること、また性の多様性についての学内の理解が必ずしも十分ではないことが分かりました。そのため、平成 29 年に「性のあり方の多様性に関する基本指針」を策定し、誰もが安心して過ごせるキャンパスの実現を目指すこととしました。



安食 真城さん



「だれでもトイレ」表示

まず、学生・教職員を対象に、性の多様性をテーマとした講演会や研修会を開催し、学生名簿や証明書などへの性別の記載も取り止めました。また、性別にかかわらず誰でも利用できる「だれでもトイレ」も整備しています。

これ以外にも、当事者である卒業生の協力を得て、体験談集「大学生のためのLGBTQサバイバルブック」を作成していますし、性のあり方について悩みを抱えた人が誰でも気軽に参加できる茶話会「SOGIカフェ」（そじかふえ）も開催しています。



卒業生の体験談集
「大学生のためのLGBTQ
サバイバルブック」

※SOGI＝性的指向・性自認（Sexual Orientation、Gender Identity）

今行っている様々な取組を続けることが必ずしも正解であるとは思っていません。まだまだ課題はありますが、学生や教職員の意見も聞きながら、相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、気付いたことから変えていくことで、誰もが安心できるキャンパスにしていきたいと考えています。

※龍谷大学さんの取組の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

[龍谷大学HP「性的指向、性自認等に関する本学の対応について」](#)

（外部リンク）

●ケース2 ひこね繊維協同組合

（理事長 みやわき 宮脇 くにお 國雄さん、事務局長 のむら 野村 かずゆき 和行さん）

◆本当に悩んでいる人たちに寄り添っていきたい

彦根の地場産業である女性下着の製造ノウハウを生かして、新たにトランスジェンダー向けの下着を開発し、今年8月から販売を開始しました。

開発にあたっては、身体の性に違和感があつて悩みを抱えている方の意見を聞きました。一人ひとり異なる悩みにできる限り対応できるよう、試作を何度も繰り返し、試行錯誤を重ねながら、締め付け過ぎで苦しくならない、着け心地の良さを実現しました。



宮脇 國雄さん

野村 和行さん



◆開発したインナー（FTM向け）

胸の膨らみが目立たないように、胸以外の箇所にパットを足すなど工夫。他にMTF向けのショーツも開発されている。

※FTM＝「身体の性」が女性で「心の性」が男性の人
（Female To Male）

※MTF＝「身体の性」が男性で「心の性」が女性の人
（Male To Female）

現在、開発した下着の販路の開拓に取り組んでいますが、一般の小売店ではなかなか取り扱ってもらうことができず、苦勞しています。では、通信販売であればよいかということでもなく、購入を希望されている方からは「自分がトランスジェンダーであることは家族にも言っていないので、自宅では受け取りたくない」といった声も聞いており、難しさを感じながら取り組んでいます。

今回の下着の開発にあたって、トランスジェンダーの方に様々な話を伺いましたが、性別適合手術やホルモン療法は体の負担が大きく、大変であるとの声も聞きました。

自分たちの開発した下着を身に付けることで、悩みを抱えた方の心が少しでも落ち着き、楽になってもらえればと思っています。これからも当事者の気持ちに寄り添いながら、デザインの工夫や対応サイズの拡大などにも取り組むことにより、より多くの人に身に付けてもらえる製品を開発していきたいと考えています。

●性の多様性に関するその他の啓発記事のご案内

「ふれあいプラスワン」や「じんけん通信」では、これまでも性の多様性に関する啓発記事を掲載しています。まだお読みでない方は、ぜひチェックしてみてください。

◆ふれあいプラスワン

[ありのままのキミがいい！誰もが自分らしく生きるために多様な性について考えよう](#)

宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴さん（H29年3-4月号）

◆じんけん通信（H28年5月号）

[多様な性と人権 / 滋賀県人権相談ネットワーク協議会 講演録](#)

大阪私立学校人権教育研究会指導員 川西 寿美子さん

◆じんけん通信（H30年6月号、7月号）

[多様な性について考えよう\[前編\] / 滋賀県人権相談ネットワーク協議会 講演録](#)

[多様な性について考えよう\[後編\] / 滋賀県人権相談ネットワーク協議会 講演録](#)

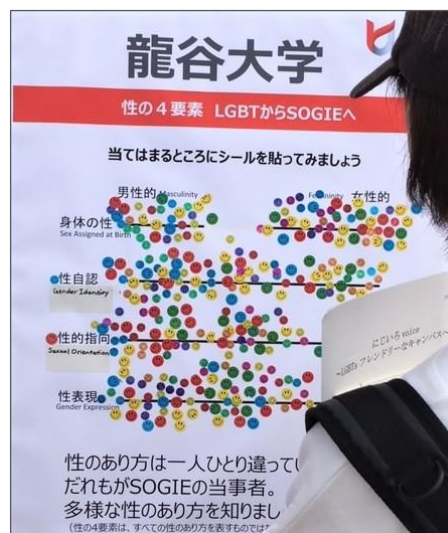
明治大学文学部心理社会学科 准教授 佐々木 掌子さん
立命館大学学生サークル「color-free」

■レインボーフェスタ！2019

10月13日に大阪市内で開催された（12日は台風により中止）「レインボーフェスタ！2019」に龍谷大学のブースが出展されていました。



ブースには写真のようなボードが設置され、4つの「性の要素」が示されていました。ブースに来られたみなさんは、自分の性について考え、それぞれにシールを貼っておられました。



「性」と一言と言っても、「身体の性」だけでなく、「心の性」や「好きになる性」など、私たちの「性のあり方」はさまざまです。

性が多様であることは「性の構成要素」から見るとわかりやすくなります。要素の組み合わせはさまざまであり、また、要素一つひとつに濃淡があります。ここでは構成要素の内の4つをご紹介します。

◆身体の性（生物学的な性）

性染色体（XX、XYなど）、内・外性器の態様など、客観的な事実をもとに生物学的な性を決定します。（染色体や性腺、内・外性器の態様などには、様々な状態があります。）

◆心の性（性自認）

自分が自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているか、ということです。

◆好きになる性（性的指向）

自分が恋愛・性愛の対象とするのは、男性なのか女性なのか、あるいは男性と女性の性別に関わりなく性的魅力を感じ、恋愛対象とするのかということです。

◆性別表現（性表現）

自分の性をどのように表現するかということです。性自認と性別表現が一致するとは限りません。外見（言葉づかいやしぐさ、服装など）からは性を判断することはできないのです。

「性は多様である」ことを知ることは、私たち一人ひとりが自分らしく生きていくためにとても大切なことなのです。

誰もが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きることのできる社会に、みんなまでしていきたいものです。

※参考：公益財団法人人権教育啓発推進センター発行

「みんなが自分らしく 性の多様性を考える 性的指向・性自認・性別表現」

人権カレンダー 12月

- 1日 世界エイズデー

WHOは、昭和63年(1988年)に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的としてこの日を定め、エイズに関する啓発活動などの実施を提唱しました。わが国においても、この日を中心に全国各地でさまざまなイベントが実施されます。

- 2日 奴隷制度廃止国際デー

昭和24年(1949年)のこの日、「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が採択されたことになみ制定されました。強制労働の被害者は現在でも世界全体で2,100万人に達し、賃金不払いなどを通じて民間経済が違法に得ている利益は年間1,500億ドルに上るとILO(国際労働機関)では推定しています。

- 3日 国際障害者デー

平成4年(1992年)、「国連障害者の10年」(昭和58年(1983年)～平成4年(1992年))の終結にあたり、国連総会は12月3日を「国際障害者デー」と宣言しました。総会では加盟国に対し、障害のある人々の社会参加をいっそう促進させるため、この国際デーに重点を置くよう呼びかけました。

- 3日～9日 障害者週間

毎年12月3日から9日は「障害者週間」です。期間中は、障害や障害のある人に対する国民の関心と理解を深めることを目的として、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、全国で啓発行事が行われます。

また、内閣府が実施する心の輪を広げる障害者理解促進事業の「2019年度心の輪を広げる体験作文」において、[大角今日子さんの作文](#)が最優秀賞(一般区分)に選ばれました。

- 4日～10日 人権週間 / 10日 人権デー

国際連合は、昭和23年(1948年)第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年(1950年)第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国に記念行事を実施するよう呼びかけています。法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12月10日の人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動が展開されます。

[法務省 人権週間 HP\(外部サイトへリンク\)](#) [滋賀県からのお知らせ](#)

- 10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

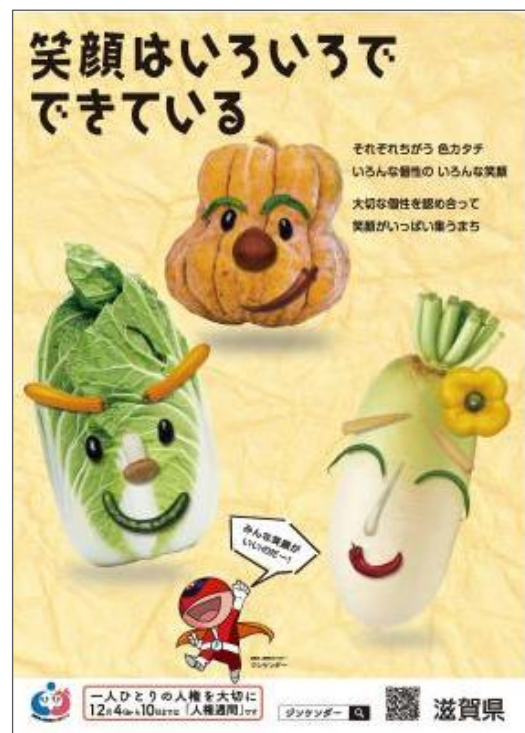
北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の皆さんの認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的とし

て、平成 18 年 6 月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。同法では、国および地方公共団体の責務などが定められるとともに、毎年 12 月 10 日から同月 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。週間中は、国民の皆さんの認識を深めるようなシンポジウムなどの様々な啓発活動が予定されています。

ジンケンダーのちょっと一言



ぼくのポスターは見てくれたかな！？
一人ひとりのいろんな個性、
お互いの大切な個性を認め合って、
みんなが笑顔で過ごせるまちにしていきたいのだー！



人権週間にあわせて、県内の公共施設や
駅、銀行、量販店などで
掲示いただいています！